

◎新潟県告示第689号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

一般財団法人ベターリビング

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号

3 変更する年月日

令和6年7月1日